

公益社団法人 日本コンクリート工学会
規準・指針管理委員会規程

平成 29 年 3 月 24 日 制定
令和 元年 5 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、規準・指針管理委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 15 名以内をもって組織する。委員は第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長、副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長及び副委員長は、会長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、次の各号の業務を行う。

- (1) 「日本コンクリート工学会規準・指針の制定／改正に関する規程」に基づく、規準又は指針の制定又は改正のための審査
- (2) 「日本コンクリート工学会規準・指針の制定／改正に関する規程」に基づき制定された規準及び指針を 5 年毎に精査することによる、「確認」、「要改正」、「要 JIS 化」若しくは「廃止」の判定
- (3) その他、必要な事項

(運営)

第 6 条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(査読者の選任)

第7条 第5条(1)に定める業務を行うため、申請された原案ごとに査読主査1名及び査読者4名程度を選任する。

2. 査読主査は、委員の中から委員長が指名する。
3. 査読者は、当該原案に関する専門知識を有する者を委員若しくは外部専門家の中から委員長が指名する。”

(分科会の設置)

第8条 第5条(2)及び(3)に定める業務を行うため、必要に応じて分科会を設けることができる。

2. 分科会主査は、委員の中から委員長が指名する。
3. 分科会委員は、委員会委員をもって構成する。ただし、委員長は外部委員を指名してもよく、各分科会は原則として主査を含む15名以内で組織する。その場合の外部委員の人数は、第2条に定める委員の人数に含めない。”

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会が発議し、標準化委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成29年3月24日から施行する。
2. この規程の改正は、令和元年5月22日から施行する。